

門川町地域商社業務委託仕様書

1 業務の目的

門川町内事業者の販路開拓及び販売促進活動を支援し、売上拡大を図ることを目的とする。

2 業務の名称

門川町地域商社業務

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務の内容

委託する業務は、次の（1）から（4）までの業務を基本とする。

- (1) 門川町内事業者の募集及び商品評価の実施
門川町内事業者を対象に業務内容を周知し、販路開拓に意欲のある事業者を募集する。またバイヤーなどのニーズを基に商品評価を実施し、商品改善に向けたアドバイスを行う。
- (2) 地場製品の販路開拓
門川町外の小売店、飲食店、消費者等へ門川町製品の販路を開拓する。
- (3) 物産展等での地場製品の販売
門川町内外で開催される物産展等において、門川町製品を販売する。
- (4) その他
(1) から (3) 以外に業務の目的を達成する上で、有効なものとして提案された取組については、門川町と協議を行い、実施する。

5 業務の実施条件

地域商社業務を主たる業務とする従業員を配置すること。

6 業務実績報告書の提出

受託者は、業務完了後、速やかに業務実績報告書を作成し、門川町に提出すること。
なお、業務実績報告書の様式は任意とし、業務の実施状況や結果の内容を詳細に記載すること。

7 その他

- (1) 受託者の責に帰すべき理由により、門川町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、門川町からの協議要請等において、誠意を持ってこれにあたらなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、門川町と受託者が協議を行い、決定する。

※門川町製品の定義

- (1) 農林水産物については、門川町内で生産、収穫、水揚げされたもの。
- (2) 農林水産物以外の商品（加工食品等）については、主に門川町内の素材を利用し、門川町内外で製造・加工・販売しているもの。
- (3) 門川町外の素材を利用し、門川町内で製造・加工・販売しているもの。